

# 青梅市における市民活動団体等との 協働事業の推進に関する指針

平成20年4月

## 青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する 指針

少子高齢化、人口の減少、地方分権の推進などの社会状況の変化や新たな時代潮流の中で、多様な市民要望や増大する社会的課題に対し、市民活動団体等と行政がまちづくりのパートナーとして、対等な立場で協力し、公共サービスを提供する協働のまちづくりが求められている。

青梅市では、市民活動団体等の社会貢献活動、非営利活動を支援、促進するとともに、市民活動団体等と行政とのそれぞれの役割を認識し、協働のまちづくりを目指すため、以下のとおり青梅市における市民活動団体等との協働推進に関する指針を策定する。

### 1 目的

この指針は、青梅市（以下「市」という。）において、市民活動団体等と行政とが、それぞれの立場を理解し合い、尊重し合うとともに、それぞれの特性を生かしながら、創意を生かした協働型のまちづくりを促進することについて、基本的事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 協働

市民活動団体等と行政がそれぞれの立場を理解し、対等性をもって尊重し合うとともに、それぞれの特性を生かし、役割分担を明確にしながら共通の目的を達成するために協力して活動すること。

#### (2) 市民活動団体等

社会貢献活動を行う営利を目的としない市民に開かれた団体等で、次に掲げるものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体および特定の個人や団体の利益を目的とするものは含まないものとする。

ア 青梅市内に事務所を置く特定非営利活動法人

イ 青梅ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体

ウ 青梅市内の地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第

260条の2第1項に規定される団体)

エ 上記に掲げるもののほか、自発的、主体的、継続的に社会貢献活動を行う団体および個人

### 3 協働の形態

市が実施する事業において市民活動団体等と協働により事業を効率的・効果的に行うため、協働の形態を次のとおり区分する。

#### (1) 政策立案・事業企画等における協働

ア 各種審議会または委員会において、市民活動団体等から政策の立案・事業企画等の提案や意見の提出を求める方法

イ 市民活動団体等の構成員が審議会等の委員として参画する方法

#### (2) 事業共催における協働

市と市民活動団体等が共同で事業を実施する方法

#### (3) 事業協力における協働

市と市民活動団体等との間で特定の協定にもとづき、一定期間、継続的に事業を実施する方法

#### (4) 事業委託における協働

市と市民活動団体等との間で特定の契約を締結し、委託して事業を実施する方法

### 4 協働事業の進め方

#### (1) 協働に適した事業の選定

協働により事業を実施しようとする課の課長(以下「課長」という。)は、所管する各事業について、前項に掲げる協働の形態に即して効果および効率を検討し、協働に適した事業の選定を行い、第6項に規定する青梅市市民協働事業推進会議に報告する。ただし、すでに協働で実施している事業および課長が報告を要しないと判断できる事業を除く。

#### (2) 青梅ボランティア・市民活動センターとの連携

課長は、前号で選定した事業および新規事業を協働により実施しようとする場合、必要に応じて青梅ボランティア・市民活動センターと連携するものとする。

#### (3) 協働相手の選定

課長は、青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、協働相手

を募集した上で、事業遂行能力、事業目的の共有化、相互協力の意思、協働の具体的条件について協議、確認し、選定するものとする。

#### (4) 協働事業の実施

課長は、協働事業を実施するに当たって、市民活動団体等の自主性、自立性を尊重した上で、対等な立場で事業を実施する。

### 5 協働事業の評価と検証

(1) 課長は、事業の実施後、市民活動団体等の特性を生かし、共通の目的の達成度等の評価を市民活動推進担当課長に報告するとともに、今後の事業に反映させるものとする。

(2) 市民活動推進担当課長は、青梅ボランティア・市民活動センターとの連携により実施した協働事業について、その評価を青梅ボランティア・市民活動センターに求めるものとする。

### 6 青梅市市民協働事業推進会議の設置

市における市民との協働の推進に当たり、青梅市市民協働事業推進会議（以下「推進会議」という。）を庁内に設置する。

#### (1) 組織

推進会議は、次の者をもって組織する。

ア 会長 市民活動推進担当部長

イ 副会長 市民活動推進担当課長

ウ 委員 企画調整担当課長、防災担当課長、環境政策担当課長、福祉総務担当課長、子ども家庭支援担当課長、公園緑地担当課長、社会教育担当課長

#### (2) 会長および副会長の職務

ア 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

イ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (3) 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

ア 各課から報告を受けた事業のほかに、各課において協働で実施することができる場合と推進会議が認める事業について、所管課長に指示を行うこと。

イ 協働により実施した事業について、事業目的の達成度や協働の効

果等について評価を行うこと。

ウ 評価の結果にもとづき、当該事業および協働の相手および条件に関する見直しについて、担当課に指示を行うこと。

エ 協働の推進に向け、職員に対して意識啓発を行うこと。

オ その他協働の推進に関して必要な事項に関すること。

#### (4) 会議

ア 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

イ 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席または資料の提出を求めることができる。

#### (5) 報告

会長は、必要に応じて会議結果等を青梅市長(以下「市長」という。)に報告するものとする。

#### (6) 相互連携等

推進会議および各部課長は、協働推進の目的の達成を図るため、職員の理解を深めるとともに、相互に連携・協力しなければならない。

#### (7) 庶務

推進会議の庶務は、市民活動推進担当課が処理する。

### 7 協働事業市民推進委員会の設置

この指針にもとづく協働事業の実施結果に対する意見や今後の協働のあり方等について市民に意見を求めるため、協働事業市民推進委員会を設置するものとする。

### 8 市民活動団体の支援

市は、市民活動団体が行政のパートナーとして、また、公共サービスの担い手として健全に発展するように、青梅ボランティア・市民活動センターと連携して必要な支援を行うものとする。

### 9 委任

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 10 実施期日

この指針は、平成20年4月1日から実施する。

### 11 経過措置

この指針の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。